

倉敷市立倉敷支援学校 いじめ問題対策基本方針 令和6年度

いじめに関する現状と課題

- ・スマホやインターネットを介して、相手を誹謗中傷する行為がみられる。
- ・ふざけ合いなどを含め、軽くぶつかったり、叩いたりすることで、相手に対してストレスを与えるような行為がみられる。
- ・故意ではないが、相手をじっと見たり、失敗を笑ったりすることで、相手に不安感や不快な思いを与えてしまう行為がみられる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為であること」という、強い認識を全教職員がもつこと。
 - ・いじめられている児童生徒の立場に立った、親身な指導を全教職員が行うこと。
 - ・いじめは、家庭教育にも関わりがあることから、平素から家庭との連携を密にすること。
- 〈重点となる取組〉
- ・個性や差異を尊重する態度や、その基礎となる価値観を育てる指導を推進する。
 - ・スマホやインターネットの正しい扱い方をインターネットリテラシーに沿って指導する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝える。
- ・家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携を図る。
- ・SNSに係る危険性やネット上のいじめについての認識を深めるため、情報モラルに関して、保護者への啓発を促進する。
- ・必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行う。

学 校

いじめ対策委員会

〈役割〉

- ・いじめ対策の全体計画や対策マニュアル等を立案し、いじめ対策委員会の運営と、会議結果の全教職員への周知を行う。

〈開催時期〉

- ・年2回開催する。(6月、11月)
- ・緊急時には、いじめ緊急対応会議を開く。

〈内容の教職員への伝達〉

- ・直後の職員会議で周知する。緊急時は職員朝礼で伝達する。

〈構成メンバー〉

学校長、副校長、事務副参事、各部教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、人権教育チーフ、学年主任、養護教諭、該当学級担任

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・岡山県教育委員会
- ・倉敷市教育委員会
- ・各警察署、青少年育成センター

〈連携の内容〉

- ・保護者や児童生徒への指導方針や対応方法の相談
 - ・情報交換や相談、連絡会議への参加
- 〈学校側の窓口〉
- ・学部教頭 ・生徒指導主事

〈連携機関名〉

- ・倉敷市総合療育相談センター
- ・児童相談所
- ・少年サポートセンター
- ・子ども相談センター

〈連携の内容〉

- ・保護者に対する専門相談や障害者支援センター等への橋渡し
- 〈学校側の窓口〉
- ・特別支援教育コーディネーター

学校が実施する取組

① いじめの防止

〈いじめ対策委員会の設置等〉

- ・管理職(学校長・副校長・教頭)を中心とした組織的な対応ができるように、いじめ対策委員会を設置するなど、学校組織を整備する。
- ・生徒指導分掌会では、学校全体での正確な情報収集、情報の整理・分析と適切な情報管理を行うとともに、効果的な対策の検討と全教職員への周知・共通理解を図る。

〈学校・家庭・地域の連携〉

- ・管理職(学校長・副校長・教頭)を中心として、学校・家庭・地域が相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。
- 〈学年・学級経営の充実〉
- ・「自己肯定感」「共感的人間関係」のある学年・学級集団を形成していく。

② 早期発見

〈実態把握〉

- ・朝の巡回や休み時間、更衣場所の様子に複数の教職員で目を配り、早期発見や教職員間の情報交換を心掛ける。
- ・「学校生活についてのアンケート」を行い、いじめの早期発見を心掛ける。

〈情報共有〉

- ・保護者が児童生徒の変化や、いじめを発見した際、学校への連絡方法(連絡帳等を利用)を周知する。
- ・スクールカウンセラー等への相談申し込み方法を周知する。

③ いじめへの対処

〈いじめ情報の確認〉

- ・本校の児童生徒が、いじめを受けているとの通知を受けたとき、素早く事実確認をする。

〈いじめの組織的対応〉

- ・いじめへの組織的対応をするため、いじめ対策委員会の緊急対応会議を開催する。

〈児童生徒への早期対応〉

- ・いじめられた児童生徒への支援および見守り、いじめた児童生徒への指導や保護者への対応を素早く行う。